

5 民間による施設整備の推進

(1) PFI法の選定事業により取得した特定用途港湾施設に係る特例措置の 延長、拡充及び創設

効率的かつ効果的な社会資本整備を推進するため、PFI法の選定事業により取得した特定用途港湾施設に係る特例措置の適用期限を延長するとともに、対象施設の追加及び不動産取得税等の特例措置の創設を行う。

(延長及び拡充)

○固定資産税：課税標準 $1/2$ [コンテナ貨物の荷さばき施設が対象]

(対象に管理棟等、コンテナ貨物の荷さばき施設と一体的に整備される家屋を追加)

(創設)

○不動産取得税：非課税

○事業所税：(新增設、資産割) 非課税

○都市計画税：課税標準 $1/2$

□PFI事業として実施される常陸那珂港北ふ頭公共コンテナターミナル施設の整備及び管理運営事業完成予想図

クレーン (現行制度での対象)

管理棟 (対象に追加、平成14年度整備予定)

